



地方税法が改正されました 税制改正による個人住民税・固定資産 税などの主な変更点

個人住民税

均等割額の引き上げ

東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するために、臨時の措置として平成26年度から平成35年度までの10年間、個人住民税の町民税・県民税の均等割額が各500円引き上げられます。**表1**

公的年金所得者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告手続きの簡素化

平成26年度以降の個人住民税課税分から、寡婦（寡夫）控除の対象となる年金所得者が個人住民税の申告をしなくても、日本年金機構などから町へ送付される公的年金等支払報告書で寡婦（寡夫）控除の情報が把握できるようになります。

この適用を受けるためには、毎年、日本年金機構などへ提出する「扶養親族等申告書」で寡婦（寡夫）の申告をする必要があります。

なお、「扶養親族等申告書」の提出時に寡婦（寡夫）の記載漏れなど

がある場合は、税務署への確定申告か町への個人住民税の申告による手続きが必要となります。

住宅ローン控除の延長・拡充

所得税の住宅ローン控除の適用者（平成26年から平成29年までの入居者）について、所得税から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除します。**表2**

☎ 34・2112
税務課課税第一係

固定資産税

住宅の耐震改修に伴う固定資産税減額制度についての変更

昭和57年1月1日以前から所在する住宅を、平成27年12月31日までに現行の耐震基準に適合するよう一定の耐震改修工事を行った場合、工事が完了した翌年度分に限り、固定資産税が減額される制度が変更されました。

●対象となる改修工事の金額の変更

表3
●住宅の熱損失防止改修工事（省エネ改修工事）や、居住安全改修工事（バ

リアフリー改修工事）に伴う固定資産税減額制度の変更

住宅に一定の省エネ改修工事（平成20年1月1日以前から所在する住宅が対象）やバリアフリー改修工事（平成19年1月1日以前から所在する住宅が対象）を行った場合、工事が完了した翌年度分に限り、固定資産税が減額される制度が変更されました。

●対象となる改修工事の期間の延長
3年間延長され、平成28年3月31日まで。

表4
●対象となる改修工事の金額の変更

※その他の要件など、詳しくは町ホームページをご覧ください。

☎ http://www.town.tawaramoto.nara.jp/02_life/town-tax/property_tax.html
☎ 34・2113
税務課課税第二係

地方税

延滞金、還付加算金の利率の変更

平成26年1月から地方税にかかる延滞金、還付加算金の利率が変更されます。

●延滞金 **表5**
●還付加算金 **表6**

☎ 34・2111
税務課徴収収納係

奈良県桜井県税事務所からのお知らせ

個人事業税の納期内納付を

桜井県税事務所 ☎ 43-3131

第1期分の納期限 **9月2日**(月)

第2期分の納期限 **12月2日**(月)

個人事業税の納付書は、第1期分・第2期分をまとめて同封しています。お間違いのないようご注意ください。第2期分の納付書は、納期まで保管し、納期限（12月2日(月)）までに納付してください。

※年税額が1万円以下の場合は、第1期分の納期に全額を納付することになっています。
※第1期分・第2期分をまとめて第1期分の納期限までに納付することもできます。
※コンビニエンスストアでの納付やペイジー（パソコン・携帯・ATMからの納付）もできます。
※口座振替制度もご活用ください。申込は金融機関で。



8月の納付（普通徴収分）

納期限 **9月2日**(月)

- 種類
- 町県民税（第2期分）
 - 国民健康保険税（第2期分）
 - 介護保険料（第2期分）
 - 後期高齢者医療保険料（第2期分）



安全で便利な

口座振替（自動払込）制度

この制度を利用すると、指定した金融機関の口座から自動的に振り替えて納付されます。納め忘れがなく、現金を持ち歩く必要もないため、安全で便利です。

利用手続きは、納期限の1カ月前までにしてください。

※口座振替（自動払込）制度による納付の場合は、領収書は発行していません。引き落としの確認は、通帳の記帳によりお願いします。なお、車検のある軽自動車税については、「継続検査用証明書」を送付します。

※5月からコンビニ納付が可能になりました。曜日や時間を気にすることなく納付でき、手数料も不要です。ぜひご利用ください。

☎ 税務課徴収収納係 ☎ 34-2111

町税などの納期内納付を

町税などは納期限までに納付しましょう。

町税などは自主的に納付していただくものです。納期限までに納付しないと、納期限までに納めた方との公平を保つため、本来の税額のほかに督促手数料・延滞金もあわせて納めていただくことになります。

☎ 税務課徴収収納係 ☎ 34-2111

表1 個人住民税の均等割額の引き上げ

	平成25年度まで	平成26年度から平成35年度まで
町民税	3,000円	3,500円
県民税	1,500円	2,000円
合計	4,500円	5,500円

※県民税の奈良県森林環境税500円を含む。

表2 住宅ローン控除限度額の変更

居住年	個人住民税の控除限度額
平成26年3月まで	所得税の課税総所得金額などの5%（最高97,500円）
平成26年4月～平成29年12月	所得税の課税総所得金額などの7%（最高136,500円）※

※住宅の対価または費用の額に含まれる消費税などの税率が8%か10%の場合に限ります。それ以外の場合は平成26年3月までの控除限度額と同じです。

表3 固定資産税減額の対象となる、住宅耐震改修工事の金額の変更

改正前	改正後
30万円以上のもの	50万円超のもの（平成25年3月31日までに改修工事の契約をしたものについては30万円以上）

表4 固定資産税減額の対象となる、省エネ改修・バリアフリー改修工事の金額の変更

改正前	改正後
30万円以上のもの	50万円超のもの（平成25年3月31日までに改修工事の契約をしたものについては30万円以上）

表5 地方税にかかる延滞金の変更

延滞期間	現行	改正後(平成26年1月～)
納期限後1ヵ月以内	4.3%	特例基準割合※に1.0%を加算した率
納期限後1ヵ月経過後	14.6%	特例基準割合※に7.3%を加算した率

表6 地方税にかかる還付加算金の変更

現行	改正後(平成26年1月～)
4.3%	特例基準割合※

※特例基準割合とは、財務大臣が告示する割合（国内銀行の新規・短期の貸出約定平均金利の前々年10月～前年9月の平均）に1.0%を加算した割合です。